市税条例の改正

地方税法などの改正に伴い、小平市税条例の一部を改正しました。主な内容は、次のとおりです。

◆個人住民税（市・都民税）

▽医療費控除の特例の創設

特定健康診査、定期健康診断、健康診査、がん検診、予防接種のいずれかを受けた方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに、スイッチOTC薬（医師による処方が必要な医療用医薬品に含まれる成分を転用した市販薬）を年間1万2千円を超えて購入した場合、その超える部分の金額（8万8千円を上限）を申告により、所得金額から控除できる特例が創設されました。

この特例は、平成30年1月1日以後に申告をする個人住民税から適用されます。控除を受けるには、平成29年中に受診した健康診断などの結果通知表や購入した薬の領収書が必要なため、保管してください。

※現行の医療費控除と同時に適用を受けることはできませんので、注意ください。

◆固定資産税（償却資産）

▽事業用の再生可能エネルギー発電設備（自家消費型太陽光発電設備など）に係る課税標準の特例割合を定め、その適用期限を2年延長

◆軽自動車税

▽三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の適用期限が1年延長され、平成29年3月31日までに新規登録された一定の環境性能を有する車両（新車）には、平成29年度分に限り、軽減された税率を適用

▽納期開始日を、5月11日から5月1日に変更

問合せ　税務課☎042（346）9521

軽自動車税（軽課を適用した場合の税率）

車種区分			税額	軽減された場合 おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減
三輪			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円

医療費控除の対象となる介護保険サービス

介護保険サービス利用料は、確定申告の際に、医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。

医療費控除の申告には、領収書の添付または提示が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど、利用料の補填がある場合は、支払った金額から補填される額を差し引いて申告してください。

介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を天引きされている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族などが社会保険料控除として申告することはできません。

※所得税および復興特別所得税の確定申告については、お問い合わせください。

問合せ　東村山税務署☎042（394）6811

◆おむつ代の医療費控除は確認書で代用できます

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件すべてに該当する場合は、市が交付する確認書で代用できます。

▽確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

▽おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

▽おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書（当該年に発行したもの）で確認できる

※確認書の交付には、手数料2百50円が必要です。

問合せ　高齢者支援課認定担当☎042（346）9759

医療費控除の対象となる介護サービス

	対象となるサービス	対象となる金額
施設	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設	介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス 医療系	（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）通所リハビリテーション（デイケア） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合） 看護小規模多機能型居宅介護（医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く））	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額 ※通所リハビリテーションの食費も控除の対象となります。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
居宅サービス 医療系	（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス 福祉系	（介護予防）訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）通所介護（デイサービス） 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る） 看護小規模多機能型居宅介護（医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）） 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く） 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。

※上記にかかわらず、居宅サービス等で介護福祉士等による喀痰吸引等が行われた場合は、そのサービスに要する費用の自己負担額の10分の1が医療費控除の対象になります。

※居宅サービスは、領収書に「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」（自ら居宅サービス計画を作成した場合は、届出を受理した市区町村名）と「医療費控除の対象となる金額」の記載が必要です。

申告における マイナンバーの取り扱い

市役所や税務署に申告をする際は、マイナンバーの記載が必要です。

◆持参する場合

マイナンバーに係る本人確認書類（通知カードなどの番号確認書類および健康保険証などの身元確認書類またはマイナンバーカード）をお持ちください。なお、確定申告書を市役所に提出される場合には、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを添えてください。

◆送付する場合

マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封してください。

問合せ　税務課☎042（346）9522・9523

平成29年度 市民税・都民税の申告 2月16日（木）から

市民税・都民税（住民税）は、前年（平成28年1月1日～12月31日）の所得を基礎に、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。

申告期間　2月16日（木）～3月15日（水）の月曜～金曜日　午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土曜臨時窓口を2月18日・25日の土曜日、午前9時から11時30分まで開設します。この2日間以外の土曜日は取り扱いしません。

※当日は給与収入や年金収入のみの簡単な確定申告書記入の相談、作成済みの確定申告書の受付も実施します。申告に必要な書類は事前に準備してください。

申告会場　市役所2階201会議室

申告が必要な場合　▽給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない

▽年末調整してある給与所得以外の所得が20万円以下

▽公的年金等の収入金額が4百万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける

◆次の場合も申告にご協力を

平成28年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは非課税証明書の発行や国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。

※同居同世帯の親族に扶養されていて、その親族がその旨を申告している場合は申告の必要はありません。

※税務署に平成28年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされるため、申告は不要です。

◆次の場合は税務署にご相談を

▽年金以外の雑所得が20万円以上

▽営業等・不動産・配当・一時・雑所得、（個人年金・報酬等）がある

▽住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）・寄附金控除（ふるさと納税など）がある

※ふるさと納税をした団体数が5団体を超える場合はワンストップ特例は適用されず、確定申告が必要です。

※医療費控除などの各種控除を受けるために確定申告や住民税の申告をした場合には、ふるさと納税ワンストップ特例制度分を含むすべての寄附金を申告する必要があります。

申告書発送予定日　1月25日（水）

住民税の申告が必要で、申告書が届かない場合はお送りしますので、お問い合わせください。

問合せ　税務課☎042（346）9523

平成28年分確定申告

平成28年分の確定申告書の受付が始まります。

とき　2月16日（木）～3月15日（水）

ところ　東村山税務署

◆税務署での申告相談

とき　2月10日（金）～3月15日（水）の月曜～金曜日　午前9時～午後5時

※車での来場はご遠慮ください。

◆税務署での日曜臨時窓口

とき　2月19日・26日の日曜日　午前9時～午後5時

※この2日間は大変混雑が予想されます。国税の領収、納税証明書の発行や電話相談は行いません。

◆消費税および地方消費税の申告と納税期間

とき　3月31日（金）まで

◆贈与税の申告と納税期間

とき　2月1日（水）～3月15日（水）

◆国外財産調書・財産債務調書の提出

とき　3月15日（水）まで

◆市役所での税理士による無料申告相談

年金受給者、給与所得者および小規模納税者の申告相談が対象です。

とき　2月7日（火）～10日（金）午前9時30分～午後3時30分

ところ　市役所6階大会議室

申込み　当日、会場へ（先着順）

※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※譲渡所得、贈与税、相談内容の複雑な方、所得金額が高額な方は税務署をご利用ください。

※前年、確定申告した方はその控え、申告に必要な添付書類、印鑑、口座番号を確認できるもの（還付申告の方のみ）、筆記用具、計算機などをお持ちください。

◆復興特別所得税の計算を忘れずに

平成25年分から平成49年分までの各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

◆便利で安心、振替納税のご利用を

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書などによる納税のお知らせはありません。

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納付には、振替納税が便利です。

※振替納付日は、所得税および復興特別所得税が4月20日（木）、消費税および地方消費税が4月25日（火）になるものです。

申込書（募集パンフレット）配布

2月1日（水）～9日（木）

▽市民課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所

※土曜・日曜日を除く。ただし、2月4日（土）は午前8時30分から午後0時15分まで市民課で配布します。

▽都庁、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター（③のみ、東京都中小企業振興公社、各支社でも配布）

※土曜・日曜日を除く。ただし、2月4日（土）・5日（日）は午前9時30分から午後5時まで都庁第一本庁舎1階東京観光情報センター内で配布します。

HP検索　JKK

※配布期間中、すべての申込書を夕ウンロードできます。

申込み　2月13日（月）まで（必着）に、申込書を送付

問合せ　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター①・②は☎0570（010）810、申込み期間以外・③は☎03（3498）8894（土曜・日曜日、祝日を除く）

防災用品を配備

市では、自治総合センターのコミュニティ助成事業による宝くじの助成金をうけ、救助用のバッテリーチェンソーを消防団に、カセットボンベで発電可能な発電機を自主防災組織に配備しました。

コミュニティ助成事業とは、宝くじの社会貢献として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、助成を行っているものです。

問合せ　防災危機管理課☎042（346）9519

事業者向けセミナー 女性の活躍とワークライフバランス

地方創生事業の一環として、多摩信用金庫と連携して、事業者向けに女性の労働力活用に関するセミナーを開催します。

とき　2月14日（火）　午後1時30分～4時30分

ところ　プリチストンクラブ（小川東町1－18－15）

費用　無料

定員　30人

内容　女性従業員とのコミュニケーションの強化、女性の登用とワークライフバランスほか

講師　上岡実弥子さん（中小企業診断士）

申込み　たましん法人総合サービスBOB事務局へ☎042（389）1132

予約制 特設無料税務相談

税理士による相談会です。

日程　▽2月8日（水）　市役所1階相談室、西部市民センター

▽2月27日（月）　市役所1階相談室、東部市民センター

※いずれも午後1時30分から4時30分まで。

内容　確定申告、相続税、贈与税ほか税金全般

申込み　平日の午前8時30分から正午までと、午後1時から5時までに、市民相談課へ（電話可、先着順）☎042（346）9508

市税条例の改正

市税条例の一部を改正しました。主な内容は、次のとおりです。

◆個人住民税（市・都民税）

▽医療費控除の特例の創設

特定健康診査、定期健康診断、健康診査、がん検診、予防接種のいずれかを受けた方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに、スイッチOTC薬（医師による処方が必要な医療用医薬品に含まれる成分を転用した市販薬）を年間1万2千円を超えて購入した場合、その超える部分の金額（8万8千円を上限）を申告により、所得金額から控除できる特例が創設されました。

この特例は、平成30年1月1日以後に申告をする個人住民税から適用されます。控除を受けるには、平成29年中に受診した健康診断などの結果通知表や購入した薬の領収書が必要なため、保管してください。

※現行の医療費控除と同時に適用を受けることはできませんので、注意ください。

◆固定資産税（償却資産）

▽事業用の再生可能エネルギー発電設備（自家消費型太陽光発電設備など）に係る課税標準の特例割合を定め、その適用期限を2年延長

◆軽自動車税

▽三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の適用期限が1年延長され、平成29年3月31日までに新規登録された一定の環境性能を有する車両（新車）には、平成29年度分に限り、軽減された税率を適用

▽納期開始日を、5月11日から5月1日に変更

問合せ　税務課☎042（346）9521

小平市長選挙 立候補手続き説明会

4月9日（日）に、小平市長選挙が執行されます。これに先立ち、立候補予定者を対象にした説明会を開催します。

とき　2月23日（木）　午後1時30分から　1時10分受付

ところ　健康センター4階視聴覚室

問合せ　選挙管理委員会事務局☎042（346）9576

市民菜園 使用者を募集

市では、健全な余暇の利用を目的として、市民菜園を設置しています。今回は、味菜園と小川町一丁目菜園の2か所の使用者を募集します。

募集菜園　▽味菜園（仲町293番地）…3百1区画

▽小川町一丁目菜園（小川町一丁目1067番地1）…百17区画

※いずれも駐車場はありません。

貸出期間　3月から平成31年2月までの2年間

貸出区画　1世帯1区画（1区画10平方㍍）

※区画は選べません。

費用　年額6千円

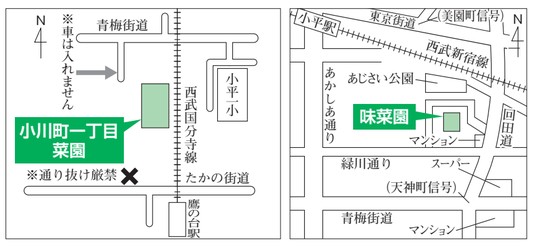

対象　市内在住の方

※説明会に必ず出席できる方。

※今回募集の菜園を現在使用していて、再度使用を希望する方も、新たに申し込んでください。

※仲町菜園・野火止菜園使用者は申込みできません。

申込み　1月27日（金）まで（土曜・日曜日を除く）に、市民協働・男女参画推進課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所へ（はがき可、電話不可）

※はがきの場合は、1月27日（金）まで（消印有効）に、必要事項（左図参照）を記入のうえ、問合せ先へ。

※申込みできる菜園は、1菜園のみです（1世帯で代表1人）。1世帯での重複申込みや、他人の名義を借りての申込みは無効とします。

※申込み多数の場合は、2月3日（金）の午前10時から、市役所5階505会議室で公開抽選を行います。抽選後、結果は市役所1階ロビーに掲示するとともに、2月上旬に応募者全員にお知らせします。

はがき記入内容

1. 住所
2. 氏名
3. 電話番号
4. 申込菜園名　○○○○　菜園
5. 現在使用区画番号（同じ区画を希望する方のみ記入）

余白

※余白は多めにとってください。

シルバーピア入居者募集 民間借上げ高齢者住宅（空き家）

市内にお住まいの65歳以上の高齢者を対象に、小平市民間借上げ高齢者住宅（シルバーピア）の入居者を募集します。

申込み多数の場合は、住宅困窮状況などを含めた資格審査を行い、入居者を決定します。

※シルバーピアは、高齢者が安全で快適な日常生活を送れるように配慮された住宅です。

募集戸数　左表のとおり

対象　次のすべてに該当する方

▽65歳以上で市内に3年以上住所を有している

▽所得が2百56万8千円以下である

▽現に同居する親族がいない

▽独立した日常生活が可能である

※詳しくは、申込案内をご覧ください。

※申込書は、高齢者支援課（健康福祉事務センター1階）、東部・西部出張所、動く市役所にあります。

申込み　1月27日（金）までに、申込書を高齢者支援課事業推進担当へ持参☎042（346）9642

募集する民間借上げ高齢者住宅（シルバーピア）

所在地	小川西町4－13－14
区分	単身用
募集戸数	1
間取り	6畳、DK
専用面積	34.00㎡
予定使用料	16,300円から
入居予定日	4月以降

都営住宅 入居者を募集

東京都全域の都営住宅の募集です。

◆募集する住宅

①ポイント方式による募集（家族向のみ）

ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯が対象です。

②単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア

シルバーピアは、65歳以上の単身者または2人世帯向けの住宅です。

③事業再建者向定期使用住宅

事業の再建に向けて意欲的に取り組む中小企業者を居住面から支援します。

ところ　道路課（市役所4階）

※内容についてご意見のある方は、縦覧期間中、意見書を問合せ先へ提出できます（送付可）。

問合せ　道路課（〒187－8701小平市役所）☎042（346）9828

小川四番土地区画整理 施行地区関係図書の縦覧

小川四番土地区画整理組合の施行地区となる予定の区域の関係図書を縦覧します。

区域内（小川町一丁目の一部）の宅地で未登記の借地権のある方は、2月22日（水）までに、借地権の種類・内容を書面にして問合せ先へ申告してください。

とき　1月23日（月）～2月6日（月）

※土曜・日曜日を除く。

ところ　地域整備支援課（市役所4階）

問合せ　地域整備支援課☎042（346）9558

公園・道路等ボランティア募集

市では、公園や道路などで清掃活動や緑化活動を行うボランティアを募集しています。美しい緑や花に囲まれた、清潔で快適なまちづくりに皆さんのご協力をお願いします。

活動に必要となる、ほうき、ちりとり、ごみ袋などは市が提供します。

内容　公園や緑地、緑道や歩道の清掃活動や緑化活動

問合せ　水と緑と公園課☎042（346）9556、道路課☎042（346）9824

道路の雪かきにご協力を

市では、降雪対応として坂道や人通りの多い駅周辺などの市道の雪かきを行っています。短期間で一斉に道路の雪かきを行うことは難しいため、自宅や店舗の前の道路部分の雪かきに皆さんのご協力をお願いします。

雪かきの際は、安全に十分ご注意ください。雪かきで生じた雪の塊が市道の通行を妨げてしまう場合には、市にご相談ください。

※道路ボランティアに登録されている方で、除雪の際にスコップなどが必要な場合はご相談ください。

問合せ　道路課☎042（346）9548

技能功労者表彰式

小平の産業振興に貢献した技能功労者の表彰式を、11月25日（金）に市役所で行いました。

今年度は、技能職（業種別）団体から推薦を受けた12人に、市長が表彰状と記念品を贈呈しました。受賞者は、卓越した技能を持ち、後継者の育成とともに同業者や後進の模範となっています（敬称略・五十音順）。

▽阿見敏雄、安齋八男、梅田光夫、遠藤昌宏、小田宗一、小俣武、金澤和宏、千葉くにこ、藤島正喜、間瀬寛、山内勝男、大和博子

問合せ　産業振興課☎042（346）9534

都市計画変更案の縦覧

小平都市計画道路3・4・10号線に関する都市計画変更案を縦覧します。

とき　2月3日（金）まで

※土曜、日曜日を除く。

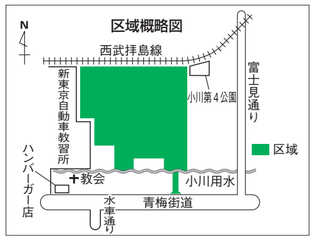

市民駅伝大会による交通規制

2月5日（日）午前9時～11時30分

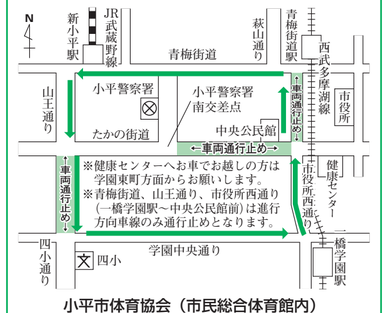

小平市体育協会（市民総合体育館内）☎042（349）1350